

# 新潟県森林審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県森林審議会運営規則（昭和35年10月4日新潟県規則第56号。以下「規則」という。）第2条で招集する会議の運営及び第7条の規定に基づき設置する部会の組織運営その他必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 審議会は、知事が諮問し又は会長が必要と認めた次の事項を調査審議する。

- (1) 地域森林計画の樹立又は変更に関する事項
- (2) 森林・林業・木材産業振興のための基本方策に関する事項
- (3) 開発行為の許可に関する事項
- (4) その他森林法の施行に関する重要事項

(会議の公開)

第3条 会議は原則公開とする。ただし、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは議長が審議会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

- (1) 新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に定める非公開情報について審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議に著しい支障が生じると認められるとき。

(部会)

第4条 規則第7条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

- (1) 林地保全部会
- (2) 松くい虫被害対策部会

2 規則第7条第4項の審議会が特に定めた事項は次のとおりとする。

- (1) 前項第1号の部会
  - ア 保安林の指定の解除に関する事項
  - イ 森林における開発行為の許可に関する事項
  - ウ 木材製造高度化計画の同意に関する事項

(2) 前項第2号の部会

知事が定める松くい虫被害対策実施計画に関する事項

3 会長は、必要と認めるときは、第1項の規定する部会以外の部会を設置することができる。

4 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

5 会議は、部会長が招集する。

6 部会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

- 7 前項の規定により会議を招集するときは、会議の日時、場所、議題その他必要な事項を会議の7日前までに委員に通知しなければならない。
- 8 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 9 会議の議長は、部会長がこれにあたる。なお、部会長に事故があるときは、委員の互選により選出されたものが、その職務を代理する。
- 10 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 会議の議事については、議事録を作成し、保存する。なお、議事録に署名する委員は2人とし、会議のつど議長が定める。

(関係課)

第5条 この規程における関係課は、農林水産部治山課、林政課とする。

(その他)

第6条 関係課は、審議会及び部会の運営等に関して、相互に緊密な連絡調整に努めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月20日から実施する。

附 則

この規程は、平成22年10月25日から実施する。